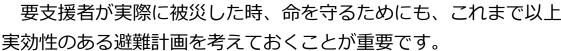
個別避難計画の策定を推進しています。

市では、「避難行動要支援者見まもり台帳」の登録を行ってきました。近年頻発する豪雨災害などでは、ひとり暮らし高齢者の方や障がいのある方などの要支援者に被害が集中し、円滑な避難が行われていなかったことが明らかになっています。



それが「個別避難計画」です。



? 避難行動要支援者見まもり台帳とは何が違うの?

避難行動要支援者見まもり台帳と個別避難計画の大きな違いは2点あります

- ①避難支援者の確保が必須であること。
- ②避難先を決めておく必要があること。

実際に被災した時をイメージして、「どこへ」「誰と」「どのように」避難するのが もっとも安全なのか、身の回りの人たちと一緒に考えましょう。

? 避難行動要支援者見まもり台帳はどうなるの?

登録されていた内容は個別避難計画へと引き継がれ、避難行動要支援者見まもり 台帳は廃止されます。

? 記載した情報はどのように利用されるの ?

市は、提出していただいた情報に基づいて個別避難計画台帳を作成し、台帳は、市、民生委員、町内会・自治会など避難支援関係者がそれぞれ保有・管理します。

支援時には、避難支援の関係者が台帳を活用して迅速な救助や避難支援を行うことはもちろん、平時から、登録された方々の避難支援対策の検討などを行うために活用します。

なお、情報を避難支援対策(平時の見守りを含む)以外の目的で利用したり、避難 支援の関係者以外の団体・個人が利用したりすることはありません。

登録のことやご不明の点については、市福祉課(市役所東別館1階)

076-475-1426(高齢福祉係)

076-475-1377(社会福祉係) までお気軽にどうぞ。

□「個別避難計画」とは

風水害や地震が発生した時に、『誰と』『どこへ』『どのように』避難するのかを事前に定めておくことで、いざという時に備えるためのものです。

□「個別避難計画」の目的

要支援者に関する支援体制の構築や明確化が目的です。

個別避難計画を策定することで、より具体的な避難のイメージを地域で共有し、『共助』につなげていくことが重要です。

□「避難支援者」について

避難を支援していただく方を決め、登録いただきます。

避難支援者の方はまずご自身やご家族の安全を確保した上で支援を行います。発災時には、支援者自身も被災している可能性が高いため、必ず支援が受けられるとは限りません。

また、個別避難計画は、たとえ支援が行われない場合でも支援者の方に責任を負わせるものではありません。

□個人情報の取扱い

ご記入いただいた情報は、避難支援関係者へ提供されます。

個人情報は厳重に管理し、必要最低限の範囲で、避難支援体制の構築や災害支援等の目的にのみ利用されます。

□地域での関係について

災害時の支援は、日常生活における関係の延長に成り立つものです。 共助のためには、個別避難計画を作成し、支援者を設定するだけではなく、 日ごろから地域との関係づくりを行っていただくことがとても重要です。